

# 定款

メドピア株式会社

# 定款

## 第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、メドピア株式会社と称し、英文では、MedPeer, Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 人材募集に関する情報提供サービス業
2. インターネットを利用した各種情報提供サービス業
3. 医療に関する情報の収集・処理サービス及び情報提供サービス業務
4. 医療及びヘルスケア関連事業の営業、調査、マーケティングの支援
5. 医療及びヘルスケア関連事業の経営支援
6. 医療及びヘルスケア関連企業の各種情報提供サービス業
7. 医療及びヘルスケア関連労働者の派遣、採用支援、評価、教育、研修
8. 医療及びヘルスケア関連商品の共同購買受託業務
9. 医療及びヘルスケア関連商品の輸入、開発、製造、販売
10. 医療及びヘルスケア関連広告の企画、製作及び広告代理店業
11. 書籍・雑誌その他印刷物、電子出版物及び情報コンテンツの企画、編集、製作、出版及び販売
12. 医療及びヘルスケア関連イベント、講演会及びセミナーの企画・販売・運営管理業
13. コンピュータソフトウェアの企画、製作、販売、貸与、輸出及び保守・運営管理業
14. 情報ネットワーク及びシステムの企画、構築、販売、貸与、輸出及び保守・運営管理業
15. 商品販売等における会員制ポイントシステムの構築並びに運営及びポイントの販売
16. 通信販売業
17. 工業所有権（特許・実用新案・意匠・商標など）の貸与・管理業務

18. 集金代行業
19. インターネット等のネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務代行の事業
20. インターネット等のネットワークを利用した商取引における商品の宅配等の集荷・配送に関する事務代行の事業
21. インターネットによる販売者のクレジットカード等を利用した当事者確認の事務代行の事業
22. 金融商品仲介業
23. 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
24. 不動産の売買・賃貸・仲介・斡旋及び管理受託
25. 有料職業紹介事業
26. 臨床試験支援業務
27. 古物売買業
28. 中古医療機器等の販売賃貸業
29. 旅行代理店業
30. 前各号に関連するコンサルティング業務
31. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日経新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、67,000,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第 9 条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等

については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

② 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、あらかじめ指名された取締役がこれを招集し、議長となる。

② 前項の取締役会において指名された取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた 順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その

議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第 19 条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によってあらかじめ指名された取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 前項の取締役会の決議により指名された取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集

し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことに

よる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 30 条 当社の監査役は、4名以内とする。

（監査役の選任の方法）

第 31 条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 32 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の報酬等）

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 34 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

（常勤監査役）



第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 39 条 監査役に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計算

(事業年度)

第 43 条 当会社の事業年度は、毎年10月 1 日から翌年 9 月30日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等)

第 44 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 45 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月30日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年 3 月31日とする。

③ 前各項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 46 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。なお、未払配当財産（未払配当金を含む）には利息をつけないものとする。

< 改定履歴 >

平成 16 年 11 月 13 日制定

平成 19 年 2 月 12 日改定

平成 19 年 2 月 17 日改定

平成 20 年 9 月 17 日改定

平成 21 年 8 月 31 日改定

平成 22 年 12 月 29 日改定

平成 24 年 4 月 5 日改定

平成 24 年 12 月 26 日改定

平成 25 年 12 月 26 日改定

平成 26 年 3 月 2 日改定

平成 26 年 10 月 1 日改定

平成 27 年 12 月 18 日改定

平成 28 年 12 月 21 日改定

平成 29 年 12 月 19 日改定

令和1年7月1日改定

令和4年12月15日改定

令和5年3月16日改定

令和5年12月19日改定

令和6年12月18日改定